

職場の安全衛生規則は守られていますか？

快適な職場環境にするには

みなさんの職場では働く事についてはもちろん、休憩時においても快適な環境は整っていますか？

労働安全規則というものがありませんか？これは、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とした労働安全衛生法に基づく省令として制定されたものです。

この規則は、安全管理体制、労働者の危険または健康障害の防止、健康管理等に関して**事業者が講ずべき措置を取る**ことを規定しています。

労働災害を未然に防止し、職場の安全衛生の維持向上を図るためには、職場に置ける自主的な安全衛生活動の活発化が重要です。

みなさんは現在の職場環境に不満はありませんか？休憩室が狭い・トイレが少ない等）

仕事だけでなく、休憩室や乗泊等についても、もう一度点検し、疑問や問題点があれば組合に相談しましょう。

いろんな規定があります

代表的な労働安全衛生に関する規定を挙げておきます

- ・労働安全衛生法**23条**
事業者は労働者が就業する建物等の保全ならびに換気、照明、保温、休養、避難及び清潔、その他**労働者の健康に必要な措置**を講じなければならない(略)
- ・労働安全衛生法**68条の2**
事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする(略)
- ・労働安全衛生規則**628条**
便所については、男子用、女子用に区別すること、また、人数に応じた便所の数も決められています

快適な職場環境も労働者の権利です！



より働きやすい職場環境を実現するため一緒に声を上げていきましょう。



若いカ

第 48 号

2016年 5月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515